

新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条 (中略)</p> <p>4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曾地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は、長野県幹事会が木曾町総務課長、王滝村総務課長及び上松町<u>危機管理課長</u>、岐阜県幹事会が高山市<u>危機管理課長</u>及び下呂市危機管理課長とする。 (以下略)</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曾地域振興局総務管理課、木曾町総務課、王滝村総務課、上松町<u>危機管理課</u>、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市<u>危機管理課</u>及び下呂市危機管理課が合同で行う。</p> <p>第9条 略</p> <p>附 則 この規約は、平成26年12月24日から施行する。 なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃止する。 (中略)</p> <p>附 則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、平成30年2月14日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>第5条 (中略)</p> <p>4 各幹事会には幹事長及び副幹事長を置く。幹事長は、長野県幹事会が長野県木曾地域振興局総務管理課長、岐阜県幹事会が岐阜県飛騨県事務所振興防災課長とする。副幹事長は、長野県幹事会が木曾町総務課長、王滝村総務課長及び上松町総務課長、岐阜県幹事会が高山市<u>危機管理室担当部長</u>及び下呂市危機管理課長とする。 (以下略)</p> <p>第6条～第7条 略</p> <p>第8条 協議会及び幹事会の事務処理のため、事務局を設ける。事務局は、長野県木曾地域振興局総務管理課、木曾町総務課、王滝村総務課、上松町総務課、岐阜県飛騨県事務所振興防災課、高山市<u>危機管理室</u>及び下呂市危機管理課が合同で行う。</p> <p>第9条 略</p> <p>附 則 この規約は、平成26年12月24日から施行する。 なお、「御嶽山火山対策会議」(平成3年5月7日設置)及び「御嶽山火山性地震等防災対策連絡会議」(平成19年1月31日設置)は、同日をもって廃止する。 (中略)</p> <p>附 則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p>

【別表 2】

1 長野県幹事会

所属	役職	備考
上松町危機管理課	課長	副幹事長
(以下略)	(以下略)	

2 岐阜県幹事会 略

所属	役職	備考
高山市危機管理課	課長	副幹事長
(以下略)	(以下略)	

【別表 2】

1 長野県幹事会

所属	役職	備考
上松町総務課	課長	副幹事長
(以下略)	(以下略)	

2 岐阜県幹事会 略

所属	役職	備考
高山市危機管理室	担当部長	副幹事長
(以下略)	(以下略)	